

令和5年度第1回徳島県特別職報酬等審議会 資料

- ・ 徳島県特別職報酬等審議会委員名簿
- ・ 諮問書（写）

・ 徳島県特別職報酬等審議会について	1
・ 本県の特別職の報酬等の経緯・状況	2
・ 一般職の給与改定の状況	3
・ 四国4県の特別職の報酬等の改定の経緯	5
・ 四国4県の特別職の報酬等の状況	6
<参考資料>	
・ 全国の特別職の報酬等の状況	7
・ 全国の特別職の報酬等の答申状況	12
・ 徳島県特別職報酬等審議会設置条例	13
・ 徳島県特別職報酬等審議会運営規程	14
・ 知事等の給与に関する条例	15
・ 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	17
・ 徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例	19

徳島県特別職報酬等審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	役 職 名
綾野 隆文	徳島弁護士会 副会長 大道晋法律事務所 弁護士
岡本 光雄	一般社団法人徳島新聞社 理事・総務局長
坂口 博文	前那賀町長
島 和久	日本労働組合総連合会徳島県連合会 会長
田村 耕一	国立大学法人徳島大学 理事・副学長
中西 庄次郎	徳島県農業協同組合中央会 会長
林 香与子	徳島県経営者協会 会長
山下 真弘	阿波銀行 常務取締役

(写)

人第 号
令和 年 月 日

徳島県特別職報酬等審議会会長 殿

徳島県知事 後藤 正 純

議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の
給料の額について（諮問）

議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について、貴審
議会の意見を求めます。

徳島県特別職報酬等審議会について

1 審議会設置の趣旨

知事及び副知事の給料並びに議長・副議長・議員報酬の額(※)は、H9年度以降、26年以上にわたって改定を行っておらず、現行の額が妥当であるか審議いただくため、「徳島県特別職報酬等審議会」を開催する。

(※) 独自の減額措置前の額

<特別職の報酬等の月額>

知事	1,300,000円 (減額後 975,000円)
副知事	990,000円 (減額後 891,000円)
議長	950,000円 (減額後 920,000円)
副議長	860,000円 (減額後 840,000円)
議員	810,000円 (減額後 790,000円)

2 審議事項

- (1) 知事及び副知事の給料、議長・副議長・議員報酬の額
- (2) 知事及び副知事の給料、議長・副議長・議員報酬の額の改定時期 (改定が必要な場合のみ)

3 スケジュール

- 第1回 令和5年10月30日(月)
第2回 令和5年11月17日(金)

本県の特別職の報酬等の経緯・状況

1 報酬等の月額

(単位:円)

適用日	知事	副知事	議長	副議長	議員
S49.12.1	620,000	470,000	400,000	360,000	330,000
S52.1.1	710,000	550,000	470,000	430,000	400,000
S53.12.1	790,000	610,000	520,000	480,000	450,000
S55.12.1	860,000	660,000	610,000	550,000	510,000
S58.12.1	920,000	710,000	670,000	600,000	550,000
S60.12.1	1,000,000	770,000	730,000	650,000	600,000
S62.12.1	1,040,000	800,000	760,000	680,000	630,000
H1.12.1	1,110,000	850,000	810,000	730,000	680,000
H3.12.1	1,200,000	920,000	880,000	790,000	740,000
H5.12.1	1,260,000	960,000	920,000	830,000	780,000
H9.4.1	1,300,000	990,000	950,000	860,000	810,000

2 減額措置

(単位:円)

適用日	知事	副知事	議長	副議長	議員
H15.4.1	1,170,000 10%	920,700 7%	950,000 -	860,000 -	810,000 -
H16.4.1	1,170,000 10%	920,700 7%	920,000 30,000	840,000 20,000	790,000 20,000
H19.11.1	975,000 25%	811,800 18%	875,000 75,000	810,000 50,000	760,000 50,000
H26.4.1	975,000 25%	891,000 10%	875,000 75,000	810,000 50,000	760,000 50,000
H29.4.1	975,000 25%	891,000 10%	920,000 30,000	840,000 20,000	790,000 20,000

(注) 下段は、減額率・額。

(参考) 期末手当及び年間収入

(単位:円)

区分	知事	副知事	議長	副議長	議員
期末手当	6,220,500	4,737,150	4,545,750	4,115,100	3,875,850
年間収入	21,820,500	16,617,150	15,945,750	14,435,100	13,595,850
減額後 年間収入	17,920,500	15,429,150	15,585,750	14,195,100	13,355,850

(注) 1 年間収入は、「報酬等の月額」×12か月に「期末手当」を加えた額である。

2 期末手当は、R5.4.1現在(年間3.3月)。

一般職の給与改定の状況

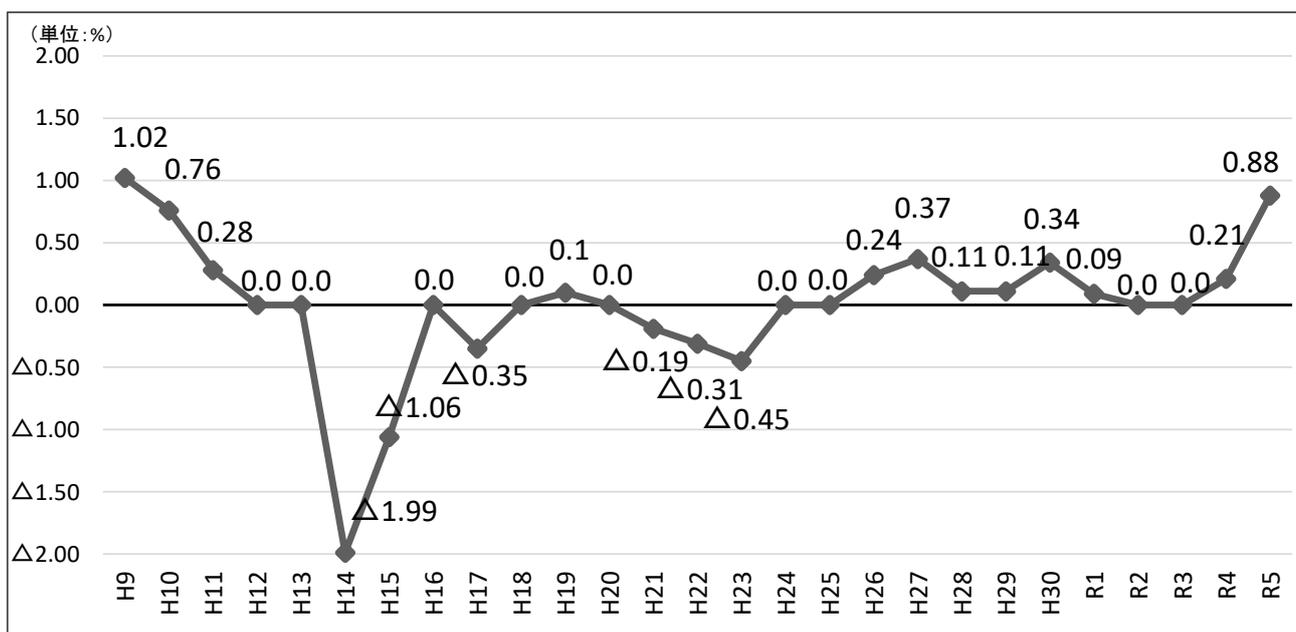
1 一般職の給与改定について

一般職については、中立の専門機関である人事委員会から示される「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、給与を改定している。

人事委員会は、毎年、民間事業者の給与の実態調査を行った上で、一般職の給与の支給状況と比較し、必要な措置について勧告を行っている。

この人事委員会の給与勧告を通じて、県の一般職の給与は、民間従業員の給与との均衡が図られたものとなっている。

2 一般職の給与改定率の推移(平成9年度以降)



年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
一般職改定率	1.02%	0.76%	0.28%	0.00%	0.00%	Δ1.99%	Δ1.06%	0.00%	Δ0.35%	0.00%
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
一般職改定率	0.10%	0.00%	Δ0.19%	Δ0.31%	Δ0.45%	0.00%	0.00%	0.24%	0.37%	0.11%
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
一般職改定率	0.11%	0.34%	0.09%	0.00%	0.00%	0.21%	0.88%			

H9～R5累積改定率

0.12%

(注) 1 前回の特別職の報酬等の改定以降(平成9年度以降)の状況を示している。

2 行政職給料表の改定率であり、手当分も含む。

3 R5年度は、令和5年人事委員会勧告どおりに改定された場合の改定率。

過去の一般職の給与改定率の推移

一般職の給与改定率の推移(平成8年度以前)

年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
一般職の給与改定率	3.61%	3.76%	2.85%	1.89%	1.18%	0.90%	0.95%
累積改定率	7.51%		4.79%		3.06%		

(注) 行政職給料表の改定率であり、手当分も含む。

(参考) 特別職の報酬等の改定状況

(単位:円)

報酬等適用日		H1.12.1	H3.12.1		H5.12.1		H9.4.1		
年 度		H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
知事	給料月額	1,110,000	→	1,200,000	→	1,260,000	→	→	1,300,000
	改定率	-	8.11%		5.00%		3.17%		
副知事	給料月額	850,000	→	920,000	→	960,000	→	→	990,000
	改定率	-	8.24%		4.35%		3.13%		
議長	報酬月額	810,000	→	880,000	→	920,000	→	→	950,000
	改定率	-	8.64%		4.55%		3.26%		
副議長	報酬月額	730,000	→	790,000	→	830,000	→	→	860,000
	改定率	-	8.22%		5.06%		3.61%		
議員	報酬月額	680,000	→	740,000	→	780,000	→	→	810,000
	改定率	-	8.82%		5.41%		3.85%		

四国4県の改定の経緯

1 知事・副知事の給料月額経緯

(単位:千円)

適用 年月日	知 事				副 知 事			
	徳島	香川	愛媛	高知	徳島	香川	愛媛	高知
S49.12.1	620	620	620	620	470	470	500	470
S51.12.1		710				550		
S52.1.1	710		750	710	550		600	550
S53.12.1	790	790	850	790	610	610	650	610
S55.12.1	860	860	930	860	660	660	700	660
S57.7.1			980				750	
S58.12.1	920	920		920	710	710		710
S60.12.1	1,000	1,000		1,000	770	770		770
S61.4.1			1,040				800	
S62.12.1	1,040	1,040		1,040	800	800		800
S63.4.1			1,050				810	
H1.12.1	1,110	1,110	1,110	1,110	850	850	850	850
H3.12.1	1,200	1,200		1,200	920	920		920
H4.4.1			1,200				920	
H5.12.1	1,260	1,260		1,260	960	960		960
H7.12.1		1,300				990		
H8.4.1			1,320				1,010	
H9.4.1	1,300				990			
H10.4.1				1,300				990
H15.4.1				1,280				980
H16.4.1		1,285		1,260		980		960
H18.4.1				1,240				950
H22.4.1				1,220				940

2 議員報酬の経緯

(単位:千円)

適用 年月日	議 長				副 議 長				議 員			
	徳島	香川	愛媛	高知	徳島	香川	愛媛	高知	徳島	香川	愛媛	高知
S49.12.1	400	420	400	400	360	360	360	360	330	330	330	330
S51.12.1		500				450				400		
S52.1.1	470		550	470	430		470	430	400		420	400
S53.12.1	520	570	600	520	480	510	520	475	450	460	470	445
S55.12.1	610	620	650	610	550	560	570	550	510	510	510	510
S57.7.1			690				610				550	
S58.12.1	670	670		670	600	600		600	550	550		550
S60.12.1	730	730		730	650	650		650	600	600		600
S61.4.1			750				670				610	
S62.12.1	760	760		760	680	680		680	630	630		630
S63.4.1			770				690				640	
H1.12.1	810	810	810	810	730	730	730	730	680	680	680	680
H3.12.1	880	880		880	790	790		790	740	740		740
H4.4.1			880				790				740	
H5.12.1	920	920		920	830	830		830	780	780		780
H7.12.1		950				860				810		
H8.4.1			970				870				820	
H9.4.1	950				860				810			
H10.4.1				950				860				810
H15.4.1				940				850				800
H16.4.1		940		920		850		840		800		790
H18.4.1				910				830				780
H22.4.1				900				820				770

四国4県の特別職の報酬等

1 知事・副知事の給料月額

R5.4.1現在

都道府県名	知 事					副 知 事				
	本来給料 (円)	順位	減額	減額後 給料(円)	順位	本来給料 (円)	順位	減額	減額後 給料(円)	順位
徳島県	1,300,000	2位	25%	975,000	4位	990,000	2位	10%	891,000	4位
香川県	1,285,000	3位	-	1,285,000	1位	980,000	3位	-	980,000	1位
愛媛県	1,320,000	1位	10%	1,188,000	2位	1,010,000	1位	6%	949,400	2位
高知県	1,220,000	4位	10%	1,098,000	3位	940,000	4位	3%	911,800	3位
平均額(本県除く)	1,275,000	-	-	1,190,333	-	976,667	-	-	947,067	-
差額	+ 25,000	-	-	△ 215,333	-	+ 13,333	-	-	△ 56,067	-

2 議員報酬月額

都道府県名	議 長					副 議 長				
	本来報酬 (円)	順位	減額	減額後 報酬(円)	順位	本来報酬 (円)	順位	減額	減額後 報酬(円)	順位
徳島県	950,000	2位	3万円	920,000	3位	860,000	2位	2万円	840,000	3位
香川県	940,000	3位	-	940,000	2位	850,000	3位	-	850,000	2位
愛媛県	970,000	1位	-	970,000	1位	870,000	1位	-	870,000	1位
高知県	900,000	4位	-	900,000	4位	820,000	4位	-	820,000	4位
平均額(本県除く)	936,667	-	-	936,667	-	846,667	-	-	846,667	-
差額	+ 13,333	-	-	△ 16,667	-	+ 13,333	-	-	△ 6,667	-

都道府県名	議 員					本則月額 適用日	審議会 開催 年度
	本来報酬 (円)	順位	減額	減額後 報酬(円)	順位		
徳島県	810,000	2位	2万円	790,000	3位	H9.4.1	H8
香川県	800,000	3位	-	800,000	2位	H16.4.1	H20
愛媛県	820,000	1位	-	820,000	1位	H8.4.1	H7
高知県	770,000	4位	-	770,000	4位	H22.4.1	R4
平均額(本県除く)	796,667	-	-	796,667	-	-	-
差額	+ 13,333	-	-	△ 6,667	-	-	-

全国の知事の給料月額

都道府県名	知 事					
	本来給料 (円)	順位	適用年月日	減額	支給額(円) (減額後)	順位
1 北海道	1,380,000	7位	H4.10.1	30%	966,000	43位
2 青森県	1,260,000	30位	H30.4.1		1,260,000	17位
3 岩手県	1,230,000	41位	H28.4.1		1,230,000	26位
4 宮城県	1,310,000	15位	H18.4.1		1,310,000	8位
5 秋田県	1,210,000	45位	H18.7.1	20%	968,000	42位
6 山形県	1,240,000	35位	H31.4.1		1,240,000	22位
7 福島県	1,320,000	13位	H7.10.1	15%	1,122,000	34位
8 茨城県	1,340,000	10位	H7.4.1		1,340,000	6位
9 栃木県	1,290,000	24位	H20.1.1	10%	1,161,000	30位
10 群馬県	1,310,000	15位	H22.4.1		1,310,000	8位
11 埼玉県	1,420,000	4位	H18.4.1		1,420,000	2位
12 千葉県	1,390,000	5位	H5.10.1		1,390,000	3位
13 東京都	1,456,000	2位	H28.4.1	50%	728,000	46位
14 神奈川県	1,450,000	3位	H7.12.1		1,450,000	1位
15 新潟県	1,276,000	29位	H31.1.1	20%	1,020,800	40位
16 富山県	1,300,000	18位	H6.1.1		1,300,000	11位
17 石川県	1,300,000	18位	H6.7.1	30%	910,000	45位
18 福井県	1,300,000	18位	H6.1.1		1,300,000	11位
19 山梨県	1,250,000	33位	H22.12.1		1,250,000	20位
20 長野県	1,292,000	22位	H30.8.1		1,292,000	13位
21 岐阜県	1,340,000	10位	H6.12.1		1,340,000	6位
22 静岡県	1,301,000	17位	H28.4.1		1,301,000	10位
23 愛知県	1,379,000	8位	R2.4.1	20%	1,103,200	36位
24 三重県	1,280,000	28位	H19.4.1		1,280,000	16位
25 滋賀県	1,250,000	33位	H27.8.1		1,250,000	20位
26 京都府	1,292,000	22位	H18.4.1	8%	1,188,640	28位
27 大阪府	1,520,000	1位	H28.4.1	30%	1,064,000	39位
28 兵庫県	1,340,000	10位	H25.4.1	30%	938,000	44位
29 奈良県	1,214,000	44位	H23.12.1	10%	1,092,600	38位
30 和歌山県	1,210,000	45位	H18.7.1	6%	1,137,400	33位
31 鳥取県	1,153,000	47位	H29.4.1		1,153,000	32位
32 島根県	1,240,000	35位	H24.4.1	10%	1,116,000	35位
33 岡山県	1,290,000	24位	H18.7.1		1,290,000	14位
34 広島県	1,389,000	6位	H13.1.1		1,389,000	4位
35 山口県	1,290,000	24位	H20.4.1	10%	1,161,000	30位
36 徳島県	1,300,000	18位	H9.4.1	25%	975,000	41位
37 香川県	1,285,000	27位	H16.4.1		1,285,000	15位
38 愛媛県	1,320,000	13位	H8.4.1	10%	1,188,000	29位
39 高知県	1,220,000	43位	H22.4.1	10%	1,098,000	37位
40 福岡県	1,350,000	9位	H5.4.1		1,350,000	5位
41 佐賀県	1,260,000	30位	H31.4.1		1,260,000	17位
42 長崎県	1,260,000	30位	H18.8.1		1,260,000	17位
43 熊本県	1,240,000	35位	H18.4.1		1,240,000	22位
44 大分県	1,240,000	35位	H19.4.1		1,240,000	22位
45 宮崎県	1,240,000	35位	H18.10.1	100%	-	47位
46 鹿児島県	1,240,000	35位	H23.8.1		1,240,000	22位
47 沖縄県	1,230,000	41位	H25.4.1		1,230,000	26位
平均(本県除く)	1,297,761	-	-	-	1,177,449	-
差額	+2,239	-	-	-	△202,449	-

全国の副知事の給料月額

R5.4.1現在

都道府県名	副知事					
	本来給料 (円)	順位	適用年月日	減額	支給額(円) (減額後)	順位
1 北海道	1,100,000	5位	H4.10.1	13%	957,000	32位
2 青森県	970,000	35位	H5.12.1		970,000	26位
3 岩手県	950,000	42位	H28.4.1		950,000	34位
4 宮城県	1,020,000	17位	H18.4.1		1,020,000	12位
5 秋田県	930,000	46位	H18.7.1	15%	790,500	47位
6 山形県	954,000	41位	H31.4.1		954,000	33位
7 福島県	1,030,000	15位	H7.10.1	10%	927,000	37位
8 茨城県	1,080,000	8位	H7.4.1		1,080,000	6位
9 栃木県	1,010,000	23位	H19.4.1	7%	939,300	36位
10 群馬県	1,060,000	11位	H22.4.1		1,060,000	10位
11 埼玉県	1,134,000	3位	H18.4.1		1,134,000	3位
12 千葉県	1,110,000	4位	H5.10.1		1,110,000	4位
13 東京都	1,189,000	1位	H28.4.1		1,189,000	1位
14 神奈川県	1,160,000	2位	H7.12.1		1,160,000	2位
15 新潟県	999,000	26位	H31.1.1	15%	849,150	46位
16 富山県	1,020,000	17位	H6.1.1		1,020,000	12位
17 石川県	1,020,000	17位	H6.7.1		1,020,000	12位
18 福井県	1,020,000	17位	H6.1.1		1,020,000	12位
19 山梨県	960,000	40位	H22.12.1		960,000	31位
20 長野県	996,000	27位	H30.8.1		996,000	18位
21 岐阜県	1,060,000	11位	H6.12.1		1,060,000	10位
22 静岡県	1,063,000	10位	H28.4.1		1,063,000	8位
23 愛知県	1,093,000	6位	R2.4.1	3%	1,060,210	9位
24 三重県	1,010,000	23位	H19.4.1		1,010,000	17位
25 滋賀県	980,000	32位	H27.8.1		980,000	23位
26 京都府	1,023,000	16位	H18.4.1	4%	982,080	22位
27 大阪府	1,050,000	13位	H28.4.1	14%	903,000	40位
28 兵庫県	1,050,000	13位	H25.4.1	15%	892,500	43位
29 奈良県	947,000	44位	H23.12.1	5%	899,650	41位
30 和歌山県	950,000	42位	H18.7.1	6%	893,000	42位
31 鳥取県	908,000	47位	H29.4.1		908,000	39位
32 島根県	970,000	35位	H24.4.1	8%	892,400	44位
33 岡山県	1,020,000	17位	H18.7.1		1,020,000	12位
34 広島県	1,091,000	7位	H13.1.1		1,091,000	5位
35 山口県	1,020,000	17位	H20.4.1	5%	969,000	30位
36 徳島県	990,000	28位	H9.4.1	10%	891,000	45位
37 香川県	980,000	32位	H16.4.1		980,000	23位
38 愛媛県	1,010,000	23位	H8.4.1	6%	949,400	35位
39 高知県	940,000	45位	H22.4.1	3%	911,800	38位
40 福岡県	1,080,000	8位	H5.4.1		1,080,000	6位
41 佐賀県	990,000	28位	H31.4.1		990,000	19位
42 長崎県	990,000	28位	H18.8.1		990,000	19位
43 熊本県	970,000	35位	H18.4.1		970,000	26位
44 大分県	990,000	28位	H19.4.1		990,000	19位
45 宮崎県	980,000	32位	H18.10.1		980,000	23位
46 鹿児島県	970,000	35位	H23.8.1		970,000	26位
47 沖縄県	970,000	35位	H25.4.1		970,000	26位
平均(本県除く)	1,017,761	-	-	-	989,369	-
差額	△27,761	-	-	-	△98,369	-

<参考資料>

全国の議長の報酬月額

R5.4.1現在

都道府県名	議 長					
	本来報酬(円)	順位	適用年月日	減額	支給額(円) (減額後)	順位
1 北海道	1,160,000	5位	H4.10.1		1,160,000	3位
2 青森県	910,000	39位	H5.12.1		910,000	36位
3 岩手県	890,000	47位	H18.4.1		890,000	45位
4 宮城県	1,020,000	13位	H18.4.1		1,020,000	10位
5 秋田県	910,000	39位	H5.4.1		910,000	36位
6 山形県	904,000	45位	H31.4.1		904,000	42位
7 福島県	1,010,000	16位	H7.10.1		1,010,000	13位
8 茨城県	1,010,000	16位	H7.4.1		1,010,000	13位
9 栃木県	990,000	20位	H20.1.1		990,000	18位
10 群馬県	980,000	24位	H6.10.1		980,000	21位
11 埼玉県	1,144,000	6位	H18.4.1		1,144,000	4位
12 千葉県	1,110,000	9位	H5.10.1		1,110,000	7位
13 東京都	1,271,000	1位	H28.4.1	20%	1,016,800	12位
14 神奈川県	1,200,000	3位	H7.12.1		1,200,000	2位
15 新潟県	989,000	23位	H31.1.1	10%	890,100	44位
16 富山県	910,000	39位	H6.1.1		910,000	36位
17 石川県	910,000	39位	H6.7.1		910,000	36位
18 福井県	910,000	39位	H6.1.1		910,000	36位
19 山梨県	910,000	39位	H22.12.1		910,000	36位
20 長野県	996,000	19位	H30.8.1		996,000	17位
21 岐阜県	1,020,000	13位	H6.12.1		1,020,000	10位
22 静岡県	1,023,000	12位	H28.4.1		1,023,000	9位
23 愛知県	1,209,000	2位	H19.1.1		1,209,000	1位
24 三重県	1,020,000	13位	H8.1.1	10%	918,000	35位
25 滋賀県	980,000	24位	H27.8.1		980,000	21位
26 京都府	1,120,000	7位	H8.3.1		1,120,000	5位
27 大阪府	1,170,000	4位	H4.4.1	30%	819,000	47位
28 兵庫県	1,080,000	11位	H25.4.1	約7.4%	999,600	16位
29 奈良県	965,000	33位	H23.12.1	10.5万円	860,000	46位
30 和歌山県	950,000	35位	H18.7.1		950,000	31位
31 鳥取県	958,000	34位	H29.4.1		958,000	30位
32 島根県	940,000	37位	H24.4.1		940,000	32位
33 岡山県	1,000,000	18位	H18.7.1		1,000,000	15位
34 広島県	1,113,000	8位	H13.1.1		1,113,000	6位
35 山口県	980,000	24位	H8.1.1		980,000	21位
36 徳島県	950,000	35位	H9.4.1	3万円	920,000	34位
37 香川県	940,000	37位	H16.4.1		940,000	32位
38 愛媛県	970,000	30位	H8.4.1		970,000	27位
39 高知県	900,000	46位	H22.4.1		900,000	43位
40 福岡県	1,110,000	9位	H5.4.1		1,110,000	7位
41 佐賀県	990,000	20位	H31.4.1		990,000	18位
42 長崎県	990,000	20位	H18.8.1		990,000	18位
43 熊本県	970,000	30位	H18.4.1		970,000	27位
44 大分県	980,000	24位	H19.12.1		980,000	21位
45 宮崎県	980,000	24位	H18.10.1		980,000	21位
46 鹿児島県	970,000	30位	H24.4.1		970,000	27位
47 沖縄県	980,000	24位	H25.4.1		980,000	21位
平均(本県除く)	1,009,609	-	-	-	988,054	-
差額	△59,609	-	-	-	△68,054	-

<参考資料>

全国の副議長の報酬月額

R5.4.1現在

都道府県名	副議長					
	本来報酬(円)	順位	適用年月日	減額	支給額(円) (減額後)	順位
1 北海道	1,040,000	4位	H4.10.1		1,040,000	3位
2 青森県	810,000	43位	H5.12.1		810,000	39位
3 岩手県	800,000	47位	H18.4.1		800,000	44位
4 宮城県	910,000	14位	H18.4.1		910,000	13位
5 秋田県	810,000	43位	H5.4.1		810,000	39位
6 山形県	807,000	46位	H31.4.1		807,000	43位
7 福島県	900,000	16位	H7.10.1		900,000	15位
8 茨城県	900,000	16位	H7.4.1		900,000	15位
9 栃木県	900,000	16位	H20.1.1		900,000	15位
10 群馬県	920,000	12位	H6.10.1		920,000	10位
11 埼玉県	1,016,000	7位	H18.4.1		1,016,000	5位
12 千葉県	970,000	10位	H5.10.1		970,000	7位
13 東京都	1,147,000	1位	H28.4.1	20%	917,600	12位
14 神奈川県	1,080,000	2位	H7.12.1		1,080,000	1位
15 新潟県	865,000	28位	H31.1.1	10%	778,500	45位
16 富山県	860,000	30位	H6.1.1		860,000	27位
17 石川県	860,000	30位	H6.7.1		860,000	27位
18 福井県	860,000	30位	H6.1.1		860,000	27位
19 山梨県	820,000	40位	H22.12.1		820,000	36位
20 長野県	870,000	24位	H30.8.1		870,000	22位
21 岐阜県	920,000	12位	H6.12.1		920,000	10位
22 静岡県	904,000	15位	H28.4.1		904,000	14位
23 愛知県	1,064,000	3位	H19.1.1		1,064,000	2位
24 三重県	900,000	16位	H8.1.1	10%	810,000	39位
25 滋賀県	850,000	35位	H27.8.1		850,000	31位
26 京都府	1,030,000	5位	H8.3.1		1,030,000	4位
27 大阪府	1,030,000	5位	H4.4.1	30%	721,000	47位
28 兵庫県	985,000	8位	H25.4.1	約6.2%	923,500	9位
29 奈良県	843,000	37位	H23.12.1	9.3万円	750,000	46位
30 和歌山県	810,000	43位	H18.7.1		810,000	39位
31 鳥取県	836,000	39位	H29.4.1		836,000	35位
32 島根県	820,000	40位	H24.4.1		820,000	36位
33 岡山県	900,000	16位	H18.7.1		900,000	15位
34 広島県	964,000	11位	H13.1.1		964,000	8位
35 山口県	880,000	22位	H8.1.1		880,000	20位
36 徳島県	860,000	30位	H9.4.1	2万円	840,000	33位
37 香川県	850,000	35位	H16.4.1		850,000	31位
38 愛媛県	870,000	24位	H8.4.1		870,000	22位
39 高知県	820,000	40位	H22.4.1		820,000	36位
40 福岡県	980,000	9位	H5.4.1		980,000	6位
41 佐賀県	860,000	30位	H31.4.1		860,000	27位
42 長崎県	880,000	22位	H18.8.1		880,000	20位
43 熊本県	870,000	24位	H18.4.1		870,000	22位
44 大分県	865,000	28位	H19.12.1		865,000	26位
45 宮崎県	890,000	21位	H18.10.1		890,000	19位
46 鹿児島県	870,000	24位	H24.4.1		870,000	22位
47 沖縄県	840,000	38位	H25.4.1		840,000	33位
平均(本県除く)	901,652	-	-	-	882,752	-
差額	△41,652	-	-	-	△42,752	-

<参考資料>

全国の議員の報酬月額

R5.4.1現在

都道府県名		議 員					
		本来報酬(円)	順位	適用年月日	減額	支給額(円) (減額後)	順位
1	北海道	900,000	8位	H4.10.1		900,000	6位
2	青森県	780,000	30位	H5.12.1		780,000	27位
3	岩手県	770,000	42位	H18.4.1		770,000	38位
4	宮城県	840,000	14位	H18.4.1		840,000	11位
5	秋田県	780,000	30位	H5.4.1		780,000	27位
6	山形県	778,000	40位	H31.4.1		778,000	37位
7	福島県	830,000	18位	H7.10.1		830,000	16位
8	茨城県	850,000	12位	H7.4.1		850,000	9位
9	栃木県	830,000	18位	H20.1.1		830,000	16位
10	群馬県	830,000	18位	H6.10.1		830,000	16位
11	埼玉県	927,000	6位	H18.4.1		927,000	4位
12	千葉県	880,000	10位	H5.10.1		880,000	8位
13	東京都	1,022,000	1位	H28.4.1	20%	817,600	20位
14	神奈川県	970,000	3位	H7.12.1		970,000	2位
15	新潟県	792,000	29位	H31.1.1	10%	712,800	45位
16	富山県	780,000	30位	H6.1.1		780,000	27位
17	石川県	780,000	30位	H6.7.1		780,000	27位
18	福井県	780,000	30位	H6.1.1		780,000	27位
19	山梨県	770,000	42位	H22.12.1		770,000	38位
20	長野県	813,000	23位	H30.8.1		813,000	21位
21	岐阜県	850,000	12位	H6.12.1		850,000	9位
22	静岡県	834,000	17位	H28.4.1		834,000	15位
23	愛知県	977,000	2位	H19.1.1		977,000	1位
24	三重県	830,000	18位	H8.1.1	10%	747,000	44位
25	滋賀県	800,000	25位	H27.8.1		800,000	22位
26	京都府	960,000	4位	H8.3.1		960,000	3位
27	大阪府	930,000	5位	H4.4.1	30%	651,000	47位
28	兵庫県	880,000	10位	H25.4.1	約4.5%	840,000	11位
29	奈良県	778,000	40位	H23.12.1	7.8万円	700,000	46位
30	和歌山県	770,000	42位	H18.7.1		770,000	38位
31	鳥取県	779,000	39位	H29.4.1		779,000	36位
32	島根県	760,000	46位	H24.4.1		760,000	42位
33	岡山県	840,000	14位	H18.7.1		840,000	11位
34	広島県	901,000	7位	H13.1.1		901,000	5位
35	山口県	840,000	14位	H8.1.1		840,000	11位
36	徳島県	810,000	24位	H9.4.1	2万円	790,000	26位
37	香川県	800,000	25位	H16.4.1		800,000	22位
38	愛媛県	820,000	22位	H8.4.1		820,000	19位
39	高知県	770,000	42位	H22.4.1		770,000	38位
40	福岡県	890,000	9位	H5.4.1		890,000	7位
41	佐賀県	800,000	25位	H31.4.1		800,000	22位
42	長崎県	800,000	25位	H18.8.1		800,000	22位
43	熊本県	780,000	30位	H18.4.1		780,000	27位
44	大分県	780,000	30位	H19.12.1		780,000	27位
45	宮崎県	780,000	30位	H18.10.1		780,000	27位
46	鹿児島県	780,000	30位	H24.4.1		780,000	27位
47	沖縄県	750,000	47位	H25.4.1		750,000	43位
平均(本県除く)		830,022	-	-	-	813,422	-
差額		△20,022	-	-	-	△23,422	-

<参考資料>

全国の特別職の報酬等の答申状況

(直近の審議会開催年度が新しい順)

R5.7.1現在

都道府県名	直近の審議会 開催年度 (給料月額等の本来額に 係る審議があったもの)	答申結果 (知事の給料)	改定適用日 (知事の給料)	改定内容 (直近が「据置き」 の場合)	備考 ※「議員等」は議長、副議 長、議員のことを指す。
北海道	R4	据置き	H4. 10. 1	引上げ↑	
東京	R4	据置き	H28. 4. 1	引上げ↑	
愛知	R4(書面開催)	据置き	R2. 4. 1	引上げ↑	議員等はH19. 1. 1適用
京都	R4	据置き	H18. 4. 1	引下げ↓	議員等はH8. 3. 1適用
鳥取	R4	引上げ↑	R4. 4. 1	-	
山口	R4	据置き	H20. 4. 1	引下げ↓	議員等はH8. 1. 1適用
高知	R4	据置き	H22. 4. 1	引下げ↓	
新潟	R3	据置き	H31. 1. 1	引上げ↑	
静岡	R3	据置き	H28. 4. 1	引上げ↑	
滋賀	R1	据置き	H27. 8. 1	引下げ↓	
長野	H30	引上げ↑	H30. 8. 1	-	
佐賀	H30	引上げ↑	H31. 4. 1	-	議員等はH31. 4. 30適用
青森	H29	引下げ↓	H30. 4. 1	-	知事以外はH5. 12. 1適用
山形	H29	引上げ↑	H30. 4. 1	-	
大阪	H28	引上げ↑	H27. 11. 27	-	議員等はH4. 4. 1適用
岩手	H27	引下げ↓	H28. 4. 1	-	議員等はH18. 4. 1適用
群馬	H27	据置き	H22. 4. 1	引下げ↓	議員等はH6. 10. 1適用
沖縄	H27	据置き	H25. 4. 1	引下げ↓	
三重	H26	据置き	H19. 4. 1	引下げ↓	議員等はH8. 1. 1適用
兵庫	H24	引下げ↓	H25. 4. 1	-	
奈良	H23	引下げ↓	H23. 12. 1	-	
島根	H23	引下げ↓	H24. 4. 1	-	
鹿児島	H23	引下げ↓	H23. 8. 1	-	議員等はH24. 4. 1適用
山梨	H22	引下げ↓	H22. 12. 1	-	
香川	H20	据置き	H16. 4. 1	引下げ↓	
栃木	H19	引下げ↓	H20. 1. 1	-	副知事はH19. 4. 1適用
神奈川	H19	据置き	H7. 12. 1	引上げ↑	
秋田	H18	引下げ↓	H18. 7. 1	-	議員等はH5. 4. 1適用
和歌山	H18	引下げ↓	H18. 7. 1	-	
岡山	H18	引下げ↓	H18. 7. 1	-	
長崎	H18	引下げ↓	H18. 8. 1	-	
大分	H18	引下げ↓	H19. 4. 1	-	議員等はH19. 12. 1適用
宮崎	H18	引下げ↓	H18. 10. 1	-	
宮城	H17	引下げ↓	H18. 4. 1	-	
埼玉	H17	引下げ↓	H18. 4. 1	-	
熊本	H17	引下げ↓	H18. 4. 1	-	
広島	H12	引上げ↑	H13. 1. 1	-	
富山	H10	据置き	H6. 1. 1	引上げ↑	
徳島	H8	引上げ↑	H9. 4. 1	-	
福島	H7	引上げ↑	H7. 10. 1	-	
茨城	H7	引上げ↑	H7. 4. 1	-	
愛媛	H7	引上げ↑	H8. 4. 1	-	
石川	H6	引上げ↑	H6. 7. 1	-	
岐阜	H6	引上げ↑	H6. 12. 1	-	
千葉	H5	引上げ↑	H5. 10. 1	-	
福井	H5	引上げ↑	H6. 1. 1	-	
福岡	H4	引上げ↑	H5. 4. 1	-	

徳島県特別職報酬等審議会設置条例

(昭和三十九年十月十三日徳島県条例第八十一号)

(目的及び設置)

第一条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議するため、徳島県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 知事は、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第五条 委員は、徳島県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度、知事が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

徳島県特別職報酬等審議会運営規程

(目 的)

第一条 この規程は、徳島県特別職報酬等審議会設置条例（昭和三十九年徳島県条例第八十一号）第七条の規定に基づき、徳島県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議 長)

第二条 審議会の議長は、会長をもって充てる。

(議決の方法)

第三条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議 事 録)

第四条 審議会は、議事録を作成しなければならない。

(答 申)

第五条 会長は、審議会の決議事項の要旨を遅滞なく知事に答申しなければならない。

(庶 務)

第六条 審議会の庶務は、経営戦略部人事課において処理するものとする。

(雑 則)

第七条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長がその都度審議会にはかって定める。

知事等の給与に関する条例

(昭和二十七年十二月二十五日徳島県条例第六十号)

第一条 この条例は、知事、副知事、常勤の監査委員、企業局長及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）の受ける給与について定めることを目的とする。

第二条 知事等の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当及び期末手当とする。

第三条 知事等の給料月額は別表のとおりとする。

第四条 新たに知事等になつた者には、その日から給料を支給する。但し、退職し、又は失職した国家公務員又は地方公務員が即日知事等になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

第五条 知事等が退職又は失職により知事等でなくなつたときは、その日まで給料を支給する。

2 知事等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第六条 第四条又は前条第一項の規定により給料を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

第七条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

第八条 この条例に定めるもののほか、知事等の給与の支給期日及び支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第三条及び第七条の規定は昭和二十七年十一月一日から適用する。

2 この条例施行前に以前の条例の規定に基き、知事等に支給された昭和二十七年十一月一日以後同年十二月三十一日までの期間に係る給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。

3 昭和二十三年徳島県条例第四十三号知事、副知事、出納長、副出納長及び教育長の給料及び旅費支給条例は、これを廃止する。

4 令和五年四月分から令和六年三月分までの知事等（病院事業管理者を除く。）の給料月額は、第三条の規定にかかわらず、別表に定める給料月額（企業局長にあつては、八十二万円）から、当該額に次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りで

ない。

- 一 知事にあつては、百分の二十五
- 二 副知事にあつては、百分の十
- 三 常勤の監査委員にあつては、百分の五
- 四 企業局長にあつては、百分の五
- 5 平成二十年六月の支給に係る知事の期末手当は、第二条の規定にかかわらず、支給しない。
- 6 平成二十年七月分から同年九月分までの知事及び副知事の給料月額、第三条及び附則第四項の規定にかかわらず、同項本文の規定による額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。
- 7 平成二十年十二月分の知事及び副知事の給料月額は、第三条及び附則第四項の規定にかかわらず、同項本文の規定による額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。
- 8 平成二十年十二月の支給に係る知事の期末手当は、第二条の規定にかかわらず、支給しない。
- 9 平成二十年十二月の支給に係る副知事の期末手当の額は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、当該額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額とする。
- 10 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第七条の規定の適用については、同条中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。
- 11 平成二十九年六月の支給に係る知事の期末手当は、第二条の規定にかかわらず、支給しない。

別表（第三条関係）

区分	給料月額
知事	一、三〇〇、〇〇〇円
副知事	九九〇、〇〇〇円
常勤の監査委員	五七〇、〇〇〇円
企業局長	八二〇、〇〇〇円以内
病院事業管理者	九三〇、〇〇〇円以内

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(昭和三十四年三月二十日徳島県条例第四号)

(目的)

第一条 この条例は、徳島県議会（以下「議会」という。）の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第二条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 九五〇、〇〇〇円

副議長 月額 八六〇、〇〇〇円

議員 月額 八一〇、〇〇〇円

第三条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職についた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

3 議長、副議長及び議員が死亡したときは、その月まで議員報酬を支給する。

4 議長、副議長及び議員には、重複して議員報酬を支給しない。

5 第一項又は第二項の規定により議員報酬を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によつて計算する。

(費用弁償)

第四条 議長、副議長及び議員が次に掲げる場合に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

一 招集に応じ、本会議又は委員会に出席する場合

二 会期中において、議案調査のための休会の日（以下「議案調査日」という。）に登庁する場合

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）にその構成員として出席する場合

四 前三号に掲げるもののほか、公務を遂行する場合

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合にした旅行の旅費の種類は、別表第一の上欄に掲げるとおりとし、当該旅費の額は、同表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、旅費のうち宿泊料にあつては、第一号から第三号までのいずれにも該当する場合又は第二号から第四号までのいずれにも該当する場合であつて、議長が必要と認めるときに限り、支給するものとする。

一 次項本文の規定により計算された往復の行程が百キロメートル以上である場合

二 宿泊する日及びその翌日に、招集に応じ本会議若しくは委員会に出席した場合、

議案調査日に登庁した場合又は協議等の場にその構成員として出席した場合

三 徳島市内に宿泊した場合

四 天災により帰宅が困難となり、宿泊した場合

3 前項本文の規定にかかわらず、第一項第一号から第三号までに掲げる場合にした旅行の鉄道賃及び車賃に係る旅費の計算は、当該旅行を行う際に通常用いる経路及び方法として届け出られた経路及び方法で議長が合理的と認めるものによつて計算するものとする。ただし、当該届出において高速自動車国道等の有料の道路を利用する旨を届け出ている者が、当該有料の道路を利用しなかつた旨を議長に報告した場合にあつては、当該有料の道路を利用しない場合の経路及び方法として議長が合理的と認めるものによつて計算するものとする。

4 第一項第四号に掲げる場合にした旅行の旅費の額は、別表第二に定めるとおりとする。

(期末手当)

第五条 議長、副議長及び議員で六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、期末手当を支給する。これらの基準日前一箇月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に百分の四十五を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十五」とし、任期満了の日又は議会の解散によりその職を離れた日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となつたものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあつたものとする。

3 第五条の三の規定により期末手当を受けた議会の議長、副議長及び議員が第一項の規定による期末手当を受けることとなるときは、これらの者の受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により受けた期末手当の額が前項の規定による期末手当の額以上である場合には、第一項の規定による期末手当は支給しない。

第五条の二 五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその職を離れたときは、その任期満了の日又は議会の解散によりその職を離れた日に在職す

る議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなし、前条の期末手当を支給する。

第五条の三 六月二日から十一月十五日までの間又は十二月二日から翌年五月十五日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその職を離れたときは、その任期満了の日又は議会の解散によりその職を離れた日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ六月二日又は十二月二日からその任期満了の日又は議会の解散によりその職を離れた日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第五条第二項の規定により算出した金額を、期末手当として支給する。

(補則)

第六条 この条例に定めるもののほか、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- 2 徳島県議会議員等の報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十一号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に議会の議員の職に在る者の報酬及び費用弁償に関しては、当該議員の任期中に限り、なお従前の例による。
- 4 平成十年三月に支給する期末手当に関する第五条第二項の適用については、同項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成九年徳島県条例第五十号）による改正後の職員の給与に関する条例第十一条第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。
- 5 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(平成十六年三月三十一日徳島県条例第三十三号)

徳島県議会議員の議員報酬の月額は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、議長にあつては三万円、副議長及び議員にあつては二万円をそれぞれ減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる議員報酬の月額については、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。